

税

市税の滞納処分を強化しています

問(市)債権管理課 収税グループ

市税は市民の皆様が安心して健康な暮らしをするための福祉や保険などの社会保障やごみ処理、教育、道路整備など、様々な事業を行う上で、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期内に納税している多くの方との公平性を欠くとともに、財源の不足から市民サービスを削減するなど支障をきたすこととなります。

このことから、納税相談なく納付のない方に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。特に、3月～5月は「滞納処分強化月間」として家宅捜索やタイヤロックなども含めた滞納処分を集中的に実施します。

滞納処分とは
・財産差押

市が滞納者の財産を差し押さえることです。私債権と異なり、税金を滞納している場合、市は裁判所に訴えることなく、差し押さえることが出来ます。

・家宅捜索
滞納した税金を徴収するため、滞納者の住居などに立ち入り、公売可能な財産を探して差し押さえる強制処分です。
・タイヤロック
滞納者の自動車を運行できない状態にすることです。自動車は引

き上げインターネットなどで公売します。

滞納処分(財産差押)の対象となる主な財産

債権(預貯金・給与・年金・生命保険・国税還付金・売掛金・質料など)
不動産(土地・建物)
動産(絵画・美術品・自動車など)

納期内納付にご協力ください
市税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎると、督促状や催告書の発送などにより多くの経費がかかります。その経費も市

税

所得税などの申告・納付を忘れずに

問 三木税務署 ☎82 0501

平成26年分の所得税及び復興特別所得税や消費税及び地方消費税、贈与税の申告・納付期限は次のとおりです。

税目	申告・納付期限日	口座振替日
所得税及び復興特別所得税	3月16日	4月20日
消費税及び地方消費税	3月31日	4月23日
贈与税	3月16日	振替納付は利用できません

口座振替は、事前に「預貯金口座振替依頼書」を提出している方が対象となります。新たに振替納税を希望する方は、税務署または取引金融機関(ゆうちょ銀行を含む)に申告期限までに依頼書を提出してください。

確定申告期限間際は、大変混雑することが予想されますので、3月初旬に来ていただくか、自宅で国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」などで確定申告書を作成の上、印刷して郵送で提出してください。また混雑状況や相談内容によっては、時間を要しますので、お早めにお越しください。

税

軽自動車(原付等)を廃車する際はナンバーの返却を

問(市)税務課 管理グループ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。市外への転出や車両が不要になった場合は、3月31日までに廃車手続きのうえ、ナンバープレートを返却してください。

また、譲渡などで所有者が変わる場合は、名義変更の届出をしてください。

なお、現在使用がない場合でも、所有していれば課税されますので、ご注意ください。

- 手続き場所
- 1 25cc以下の原付・小型特殊自動車 市税務課 管理グループ
 - 1 25cc超えの二輪 神戸運輸監理部兵庫陸運部
 - ☎050 5540 2066
 - 三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会兵庫事務所
 - ☎050 3816 1847

後期高齢者医療保険

3月は第9期(今年度最終)の納付月

問(市)医療保険課 福祉医療グループ

保険料の納め忘れや自宅に納付書が残っていないか、もう一度ご確認ください(年金からの天引きや口座振替で納付している場合、納付書はありません)。

高齢者も保険料を負担しないといけない?

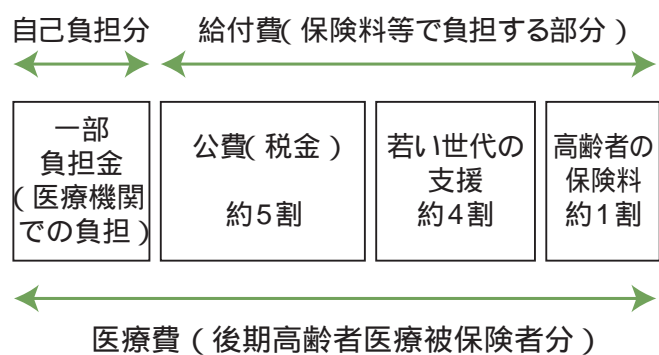
医療費がますます増大する中、後期高齢者医療制度は高齢者の負担だけでなく、社会全体(公費(税金)や若い世代からの支援)によって成り立っています。

若い世代と高齢者の負担を明確で公平にするため、高齢者の方にも一部負担金とは別に給付費の約1割を保険料として負担していただいています。表

期限内の納付が困難な方は...

必ず納付期限までにご相談ください。

表 後期高齢者医療制度の財源



滞納処分までの流れ(財産差押) 納税通知書発送

督促
納期限が過ぎると督促状を発送します(延滞金が発生する場合があります)。

財産調査
勤務先や金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います(本人の承諾は必要ありません)。

滞納処分
督促等にも応じず、納税相談なく納付がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を行います。

換価処分(債権取立・不動産公売)
債権は原則即時で取り立てます。不動産や動産については市で売却し、滞納している税に充てます。



タイヤロック見本

税で負担することになります。納期内の納付にご協力をお願いします。税金の支払い期限が過ぎていることをお知らせする書類 延滞金について
延滞金は、期限までに納付している方との公平性から課されるもので、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて計算し、徴収します。
納税が困難な方は早めに相談を 災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休止、失業などのやむを得ない事情により市税の納期ごとの納付が困難な場合は、1人で悩んだり、放置したりしないで、早めにご相談ください。
なお、収入や資産状況によっては、納付が可能と判断することがあります。